

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷二十三第

行發日一月一年六和昭

第十九回國際統計協會會議 記念特輯號

國際勞賃統計 フリードリヒ・ツアーン

統計學に於ける將來の領域 コラド・ヂニ

保護關稅の合理化 法學博士 神戶 正雄

南滿洲に於ける我租稅制度 經濟學博士 沙見 三郎

租稅滯納の統計的觀察 經濟學士 中川與之助

階級による差別出生率 文學博士 高田 保馬

幕末に於ける農村人口及農村狀態に關する一推算 經濟學博士 本庄榮治郎

國勢調査に於ける年齢の誤謬 經濟學士 岡崎 文規

正米相場と期米相場との相關々係 經濟學士 谷口 吉彦

米穀の需要に就いて 經濟學士 八木芳之助

統計學の課題としての景氣變動の研究 經濟學士 蜷川 虎三

フランスに於ける景氣變動豫測論 經濟學士 松岡 孝兒

金融統計特に通貨統計に就いて 經濟學士 中谷 實

失業統計の方法について 經濟學士 益田 熊雄

保險と統計及統計學 經濟學博士 小島昌太郎

比較研究法と統計の比較 法學博士 財部 靜治

第十九回國際統計協會會議記念講演會及統計圖書展覽會記事
同統計圖書展覽會出品目錄

(禁轉載)

幕末に於ける農村人口及農村状態 に關する一推算

本庄榮治郎

一、序言

私は嘗て「幕末に於ける農村状態の一例」と題する小論を公にしたが¹⁾、それは上總國武射郡富田村の一記録によつて安政頃の富田村における生活の向上、人口の制限、田畑荒廢の状態を述べたものである。然しその記録には富田村に於ける此等の事實を基礎として武射郡全體若くは房總三ヶ國における人口其他の數字を推算せるものがあり、一村としては小なる數字も之を三ヶ國に推し及ぼせば大なるものとなり、多少の興味なきにしもあらずと考へられるため、それ等の部分を左に紹介することとした。

二、人口の制限

徳川時代に間引の一般に行はれたことは私の既に論じた處であり、又それに関する富田村の數

幕末に於ける農村人口及農村状態に關する一推算

第三十二卷

八五

第一號

八五

1) 社會科學第一卷六號所載、其後拙著日本社會經濟史にも處々に其事實を收録した。

字も既に示した處であるが、¹⁾事の順序上、富田村の記録に記されてゐる安政四年の小兒出生數に關する條を引用すれば次の如くである。

一 覺

高千三百八拾二石餘

上總國武射郡富田村

一家數凡百九十六軒

但元祿前後平均

一人數凡千人

但右同斷

安政二卯年

一家數百拾二軒

一人數五百拾七人

差引 家數 八十四軒

卯年之方減

人數 四百八十三人

安政四巳年

一出生の小兒 二十六人

同 村

内五人程 痘瘡にて死失又者盲人片輪等にて廢人出來可申見込に御座候

拾四人 相續之子并孫之類

内拾人 存 命

四人 死 失

1) 拙著、人口及人口問題109頁以下 151頁以下
拙著、日本社會經濟史519頁

2) 上總國武射郡富田村高家數人別小兒生高取調帳

是は妊娠中并病氣等之分藥用手當方夫々御教諭被成下候は、此内兩三人者存命可仕哉に奉存候

拾貳人 次男三男其外男女之分

内九人 死 失

是者内三人者全病死、六人者死體にて生れ、又者出産後無間も病氣にて相果候由に者候得とも、事

實難相分り、右等者前同様嚴敷御教諭被成下候は、七八人者存命可仕哉に奉存候

三人 存 命

是者外一同夫々利解申諭候處承伏致し相育候分に御座候

差引拾三人 存命之分

拾三人 死 失

右者去ル巳年私共村内有形并見込之分巨細取調候處書面之通御座候 』

右の數字を根據として之を武射郡全體に及ぼし、更に上總下總安房三ヶ國に及ぼしてゐるのであるが、之れを簡單に對照掲記すれば次の如くである。

武射郡百二十ヶ村
高 五萬二千四百九十石餘

房 總 三ヶ國

上總國 四十二萬五千八十石餘

下總國 六十八萬千六十石餘

安房國 四萬七千八百六十石餘

但房州は半國程も子間曳流行の由及承候間凡半高の積り

合高 百十五萬四千石餘

3) 上總國武射郡一郡高家數人別小兒生高其外取調帳
4) 安房上總下總三ヶ國高家數人別小兒生高取調帳

幕末に於ける農村人口及農村状態に關する一推算

元祿前後の家數

凡七千四百四十四軒

同 人 數

凡三萬七千九百八十人

安政二年の家數

*凡六千四百五十軒

(旅稼人別入不致類)

外に凡二百五十軒

同 人 數

凡三萬二千二百五十人

(旅稼人別入不致類)

外に凡五百五十人

合三萬二千八百人

差引家數減

凡七百四十四軒

差引人數減

凡五千八百八十人

安政四年出生小兒數

凡九百八十七人

内、痘瘡片輪等

凡百九十人

長子長孫

五百三十二人

存 命

三百八十人

死 失

百五十二人

次男以下

四百五十五人

死 失

三百四十一人

存 命

百十四人

凡十六萬三千六百六十四軒

凡八十三萬五千二十一人

凡十四萬千六百七十二軒

外に凡五千四百九十六軒

合十四萬七千六百六十八軒

但、高百石に付十二軒七分五厘

凡七十萬九千二十九人

外に 凡一萬二千九十一人

合七十二萬千二百二十人

但、高百石に付六十二人四分八厘

凡一萬六千四百九十六軒

凡十一萬三千九百一人

凡二萬千七百十人

凡四千七百七十五人

一萬千六百九十人

八千三百五十人

三千三百四十人

一萬二十人

七千五百十五人

二千五百五人

差引	存命	四百九十四人	一萬八百五十五人
死	失	四百九十三人	一萬八百五十五人
死亡者数の内教諭に より存命可仕見込の 者		四百二十七人	九千三百九十人
但 養育料を要する 者		二百四十四人	五千三百六十五人
自力にて養ひ得 べき者		百八十三人	四千二十五人

*これは關東御取締御出役様に書上候控帳より計
算したるもの

この推算によれば、房總三ヶ國に於て、何等の教諭をなさず從來通り打ち捨て置くときは、長
子の『八千三百五十人餘は存命可仕候得共、其餘壹萬三千三百六十人餘は不殘縊殺可被致と奉存
候間、幾重にも御愛憐之御沙汰奉願上候』と述べてゐる。
(次男以下の存命者は教諭を盡せし結果に外なら
ざる故長子存命以外はすべて死亡すべきものと
して數へた)
ものである)

更に安政四年乃至萬延元年の富田村における小兒出生數は次の如くであつて、⁵⁾出生數も生存率
も共に増加してゐる。

	出生數	存命	死亡	生存率
安政四年	二十六人	十三人	十三人	五〇%
同 五年	二十六人	十七人	九人	六五・三

幕末に於ける農村人口及農村状態に關する一推算

第三十二卷

八九

第一號

八九

5) 安政四年より午未申四ヶ年の間房總三ヶ國小兒出生高取調書

安政六年	二十九人	二十二	七	七五・八
萬延元年	三十一人	二十三	八	七四・一
合計	百十二人	七十五	三十七	

今之を房總三ヶ國に推及ぼすならば、⁶⁾その結果は次の如くである。

	出生數	存命	前年より増	死亡
安政四年	二萬千七百十人	一萬八百五十五人		一萬八百五十五人
安政五年	二萬千七百十人	一萬四千百九十五人	三千三百四十人	七千五百十五人
安政六年	二萬四千二百十六人	一萬八千三百七十人	四千百七十五人	五千八百四十六人
萬延元年	二萬五千八百八十五人	一萬九千二百五十人	八百三十五人	六千六百八十人
合計	九萬三千五百二十一人	六萬二千六百二十六人		三萬八百九十六人

右四ヶ年出生合計九萬三千五百二十一人のうち、三萬五千九百七十人は是迄通り教諭不致候ても自然可相養相續子の類とし、五萬七千五百五十一人は是迄之通教諭不致候は、不殘縊殺可致分として計算してゐる。

三、救恤費の計算

間引の陋習を矯正し人口の増加を計るために、當時各地に於て種々なる方法の行はれたことは明かであるが¹⁾、その中養育手當金を支給した例が少くない。富田村の事情について見ても、安政

6) 同上
1) 拙著、人口及人口問題 121頁以下

四年以後出生数は増加してゐるが、之は『私風情のものに御座候ても朝夕申諭候得は自然と承伏いたし育候様相成申候』²⁾とあつて、小兒養育の教諭若くは仕法が行き届かば、以上の如く存命者は増加するものであるから、此際窮民救済小兒養育の方法を立てられたく、それがために要する費用は大體次の如くに計算されてゐる。

武 射 郡³⁾

房 總 三ヶ國⁴⁾

一金百二十二兩	凡二百四十四人薬代并御救手當金一人に付金二分宛被下候積り	一金二千六百八十二兩二分	同上	五千三百六十五人
一金六十一兩二分三朱	凡九百八十七人餘種痘一人に付金一朱宛被下候積り	一金千三百五十六兩三分二朱	同上	二萬千七百十人
一金五百三十六兩餘	極困窮にて小兒養兼候もの共凡家數百軒の内四十軒位の見込にて此家數三百六十八軒、一軒に付金二兩宛御手當被下候積り	一金一萬千七百七十四兩	同上	家數五千八百八十七軒
一金二百六十兩餘	鰥寡孤獨のもの凡百三十軒餘、一軒につき金二兩宛御手當被下候積り、凡百軒につき二軒の見込	一金五千八百八十六兩	同上	凡二千九百四十三軒
一金三十兩餘	賤妊見廻り醫師御手當金、但一ヶ年二、三度宛一日三ヶ村宛見廻り候積り、合村數百二十ヶ村、此廻日數百二十日、一日金一分宛御手當被下候積	一金二百二十兩	同上	凡二千六百三十八ヶ村此廻日數凡八百八十ヶ日
合計金千九兩二分三朱		合計金二萬千九百十九兩一分二朱		

然らばこの費用を如何にして捻出すべきであるか、その財源は如何、それは次の如き計畫となつて居る。⁵⁾

幕末に於ける農村人口及農村状態に關する一推算

第三十二卷

九一

第一號

九一

2) 書郡高家數人別小兒生高其外取調帳
 3) 撫郡御撫育金取調書
 4) 武射郡御撫育金取調書
 5) 安房上

幕末に於ける農村人口及農村状態に關する一推算

武 射 郡

一金 三 千 兩
村々身元相應の者共より爲冥加上納被仰付候積

一金 四 百 五 十 兩
右上納金を猿屋町御貸附所の御廻し被下、一ヶ年一割五分御貸附の積

一金 六 百 兩
無冥加の質屋凡三百軒と見込、一人に付金二兩宛上納

一金 百 十 五 兩
造醬油屋凡十七軒、此造高凡三千八百石餘の見込、高百石に付金三兩宛上納

一金 六 兩
造酢屋六軒、造高二百石と見込、右同斷

一金 二 百 四 十 兩
商人一ヶ年賣高千兩位より小商人に至るまで冥加差出させ度、割合の儀は甲乙も御座候へども凡見込を以て申上候

是は前書金高平均割付候得は一人前金一分宛に相當申候。是は富田村百十二軒の内商人凡十六人。右を以て一郡に相積り候。尤も吳服屋杯は十金申付候ても不苦族も相見に申候間、十兩頭一分落にも被仰付候て多分の金高に相成可申奉存候。

合計金四千四百十一兩

内 金三千兩 御貸付元金御貸居分

金千九兩二分三朱 御手當其外渡分

殘 金四百一兩一分一朱

是者殘金有之候はは前書上納金致し候もの共は無利足にて元金の内に年々御下渡被成下、夫々御下げ切相成候上者、右貸附の方は御廻し年一割五分御貸付の積り

第三十二卷 九二 第一號 九二

房 總 三 ヶ 國

一金六萬五千九百五十五兩 同上、上納金

一金九千八百九十三兩一分 同上、利金

一金一萬三千二百兩 同上、凡六千六百軒

一金二千五百八兩 同上、凡三百七十四軒
凡八萬三千六百石

一金百三十二兩 同上、凡百三十二軒
凡四千四百石

一金五千二百八十兩 同上、凡二萬千二百二十軒

合計金九萬六千九百六十八兩一分

内 金六萬五千九百五十五兩 同上

金二萬千九百十九兩一分二朱 同上

殘金九千九十三兩二朱

同上

かくの如く富裕者よりの上納金を利殖し、且質屋・造醫油屋・造酢屋・商人等に營業税の如きものを課徴し、それによつて救恤費を支出せんとする計畫である。而してこの手當を支給する時期については『五月の儀は田方植付中故餘業出來不申、窮民共は舊穀之盡候節に御座候間別段相助り申候。十二月の儀は月迫之事故同斷相助り申候。右二ヶ月に御救米金御下ケ奉願候』といひ、また冥加上納金の取立方に就て私曲を營む虞なきやとの懸念もあらんかなれども、それには次の如き方法を採らば其憂もないであらうと説いて居る。即ち曰く

『一金何程村所名前等松板の相記し春納の分冬迄、冬納の分春納迄、右世話役の門前に掛置、尙其村々者村丈ケの分同様相認高札場杯の差出置候様被仰付被下置候は、私の取計出來申間敷奉存候。尤其金高の甲乙の儀は所役人并世話役両三人の見積を以申付候は、非分の取計有之間敷と奉存候』

猶、上掲の費用計算中に種痘の費用が見積られてゐるが、これは安政四年に種痘を施した處が小兒一向に來らず、其わけは『親子共紅粉衣類等飾り不申候ては近隣村の出候事も深く恥と心得稀に參り候もの共は絹縮緬似寄候衣類杯着用致し候始末に御座候間、困窮人は右等と同道を恥辱と存信用致しなからず參り不申』⁸⁾といふ有様であり、然らばとて醫師廻村して強制するわけにも行かず、また其場合醫師に對する謝禮等を心配するものもあり、従つて將來かゝる心配なく村中一同が種痘を受けらるゝやうにし、種痘を受くれば流行痘にて死することもなく、人口の減少を

帳調取外其高小兒別人數家高郡一郡射武國總上同種痘不仕始末書
 6) 7) 8)

防ぎ得るものであるから、その費用を見積つたものである。

四、農村状態

徳川時代に於て農民は衣食住の各方面に亘つて種々の制限を附せられたものであるが、世上一般に生活の向上するにつれ、農民の生活もまた大なる變化を遂げた。富田村の記録中「百姓共困窮に陥候始末書」には衣食住各方面に亘り個々の事例を示してその生活向上を説いてゐるが、それ等の費用を見積つて次の如く計算して居る。

	武 射 郡	房 總 三 ヶ 國 ²⁾
茶	一軒に付凡金二朱	一萬八千三百九十六兩
菓子	二分	七萬三千五百八十四兩
煙草	同	七萬三千五百八十四兩
味噌	同	十四萬七千六百八十八兩
吳服類	同	二十二萬七百五十二兩
樹木庭造類	一兩二分	二萬千九百八十五兩
馬具類	馬數凡千五百疋 一疋に付凡一兩二分	四萬九千四百二十五兩
下駄類	一人に付 一朱	四萬五千七十兩
酢	一軒に付 一分	三萬六千七百九十六兩

1) 拙著、日本社會經濟史、326頁

2) 房總三ヶ國高取調帳

醬	油	同	一兩	六千七百兩	十四萬七千六百八十八兩
料	理	同	一兩	六千七百兩	十四萬七千六百六十八兩
實	類	同	一兩	六千七百兩	十四萬七千六百六十八兩
合 計				五萬三千六百六十二兩二分	百十二萬八千二百六十四兩

右の計算につき更に附言して曰く『右拾二ヶ條の品農之暇手作にて事足り、有餘賣代なし來候處、其儀無之、皆々求候様相成申候間、出入にては十萬兩餘(武射郡一郡につき)の費金相成可申哉に奉存候』といひ、房總三ヶ國については、其額凡三百萬兩に上るべしとしてゐる。

更にまた間引のために人口減少し、農業勢力の欠乏を生じ、且其他の事情より田畑の荒廢を生じたることは諸書に見ゆる處であるが、その事情は房總地方に於ても亦同様であつた。殊に富田村については「間引流行後麓田畑荒地多相成候始末書」に於て間引による田畑荒廢の事情を説明し、猶「百姓共困窮に陥候始末書」に於ては百姓の生活上のため、從來上田上畑として米麥等を作りし處も、今は蓮根、慈姑、芹、長芋其他料理用の野菜を植え、また下駄用の桐木を造り、之れがため米麥作の田畑を荒廢せしむる結果となりしことを説明してゐる。且それ等に基いて房總三ヶ國における荒地面積を推算したものがあつた。即ち左の如し。

- 『一、高百十五萬四千石餘 房三ヶ國
- 一、村數凡二千六百三十八ヶ村 同 斷

3) 拙著、日本社會經濟史 572頁
 4) 房總三ヶ國荒地高取調帳

幕末に於ける農村人口及農村状態に關する一推算

第三十二卷

九六

第一號

九六

桐木植附在之分

一、上畑五百二十七萬千六百九十坪

上總武射郡百二十ヶ村に在之候木數凡二萬四千本、右を以て三ヶ國に相積り候

此反別千七百五十七町二反三畝歩

同 取揚 麥

同 大豆

之は著に長じ人々桐の下駄のみ相用候分の事に御座候。委細は百姓共困窮に陥候始末書の内に認め在之候

蓮慈姑芹抔植付在之分

一、上田七千九百十四枚

房總三ヶ國
一ヶ村田數三枚づゝ
但一枚長二十五間
横二十間 此坪五百坪

此坪數 三百九十五萬七千坪

同反別 千三百十九町歩

同 取揚 米

之は全く著に長じ候より料理草等植付在之候分。委細は百姓共困窮に陥候始末書の内料理の部に相記し候

長芋其外料理草植付在之分

一、上畑七千九百十四枚

右同斷

此坪數 右同斷

同反別 同

同取揚 麥

同 大豆

右同斷

房總三ヶ國

一、田數凡二萬六千八百枚

一ヶ村埋め田十枚
但一枚長十五間此坪百五十坪
横十間

此坪數 凡四百二十萬坪

同反別 千三百四十町步

同取揚 米

右は人々目前の利潤に走り候より砂押田に不成様と唱、相埋往來の傍に家作致商ひ渡世致居候分

右同斷

一、畑數凡二萬六千八百枚

右同斷

此坪數 右同斷

同反別 同

同取揚 麥

同 大豆

右同斷

一、荒蕪田凡二百枚餘

上總國武射郡富田村

一、同 十六萬七千枚

房總三ヶ國の振合に相積り候分
但一枚長三十間此坪六百坪
横二十間

此坪數 一億二十萬坪

同反別 三萬三千四百町步

同取揚 米

右は人別少に付全手餘り荒地に相成居候分。委細は間引流行後田畑荒地多に相成候始末書に相記し候

幕末に於ける農村人口及農村状態に關する一推算

一、荒産畑 四百枚餘

上總國武射郡富田村

一、同 三十三萬四千枚餘

房總三ヶ國の振合に相積り候

此坪數 一億六千七百萬坪

但一枚長二十五間此坪五百坪

同反別 五萬五千六百六十町六反六畝歩

同取揚 麥

同 大豆

右同斷

右反別の義は安房上總下總三ヶ國高家數人別小兒生高取調帳の内に相記し候高十五萬五千八百石餘の荒地に相當可申哉に奉存候』

右の最後に記せる高拾五萬五千八百石餘とあるは、房總三ヶ國の家數人別につき元祿年間と安政二年とを比較せる際、戸口數の減少より見て、それだけの荒地あるべしとせるものである。即ち安政二年の分を元祿の分と比較せば

『家數凡一萬六千四百九十六軒 減

此家數にて耕候丈の高 凡十二萬九千三百石餘

人數凡十一萬三千九百一人 減

此人數にて耕候丈の高 凡十八萬二千三百石餘

但右家數人別に應じ取調候高同様平均凡高十五萬五千八百石餘の荒地は必定有之候に相違無御座候。』

即ち右の計算によつて見れば房總三ヶ國百十五萬四千石餘の中拾五萬五千八百石餘即ち約一割が

荒地となれる勘定である。

五、結 言

以上示した數字は富田村に於けるものの外は、それを基礎とした推算であつて、實數ではないから不正確なものではあるが、而も單純なる想像による數字ではなく、石高、戸數、人口等を標準とし且安房國は間引慣習甚しきため半國の高として勘定する等、多少のウエイトをも附しておける推算であるから、その意味に於て幾分の價值あることかとも考へられる。また富田村における調査が、如何なる程度の嚴密さを以て行はれたものであるかは明かならず、從て之れが標準的調査としての價值如何といふことも未だ明かでないが、兎に角或る標準的調査をなしそれを場所的に推算して行く方法は、或る場合には認めらるべきものである。況や數字については割合に無關心であつた徳川時代に、既にかゝる推算が行はれたのみならず、經濟事情の説明并に之が對策を數字によつて基礎付けんとする如き方法の採られたことは、大に注意すべきことである。要するに右の記録は單に推算として排斥さるべきものではなく、我國の統計史の上から見て若干の意義を有するものではあるまいかと考へる。